登記手続案内をご利用のみなさまへ

相続登記　抵当権の抹消　会社･法人の設立　役員変更

などの

登記手続案内は，予約制です！

予約の上，ご利用ください。

登記手続案内を利用されるお客様は，事前に電話又は窓口で**予約**をお願いします。

	手続案内時間（祝日・年末年始を除く）	電話番号
登記部門	月～金　13:00～16:00	076-441-7109
魚津支局	月～金　9:00～11:00	0765-22-0461
高岡支局	月～金　9:00～11:30，13:00～16:30	0766-22-7372
砺波支局	月～金　9:00～11:00	0763-32-2361

登記申請書の作り方は，法務局ホームページでご案内しています。

不動産の登記申請手続へ

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html

会社・法人の登記申請手続へ

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html

ホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になった上で，ご不明な点がありましたら，「登記手続案内」をご利用ください。

富山地方法務局

ご利用は20分以内

1回のご利用は，20分以内です。
20分を過ぎると，後の利用者の案内に支障が出てしまいますので，そこで終了します。
予約時間に10分以上遅刻された場合，キャンセルされたものと取り扱います。

見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。

ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが，係員が書類に手を加えたり，具体的な事案に沿ったアドバイスは，していません。
現在の登記の内容は，登記事項証明書を取得するなどにより，ご自身で確認してください。

作成が難しい方は

時間に制約のある方や，作成が難しい方は，司法書士や土地家屋調査士などの専門家に依頼することを検討してください。
富山県司法書士会においても無料相談を行っております。

富山県司法書士会	検　索
富山県土地家屋調査士会	検　索

補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果，訂正や書類の追加が必要になることもあります。
登記手続案内は，
内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。

事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断したり，法的なアドバイスをすることもできません。

申請資格のない方お断り

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限ります。
本人確認していますので，ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方（税理士，行政書士，委任状のない代理人等）は，お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。（司法書士・土地家屋調査士・弁護士）

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど，よろしくお願いいたします。

富山地方法務局